

## いわき市地域ケア会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を営むことができる「地域包括ケア」を推進することを目的に、いわき市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の構成)

第2条 地域ケア会議は次の会議により構成される。

- (1) いわき市個別ケア会議
- (2) いわき市小地域ケア会議
- (3) いわき市中地域ケア会議
- (4) いわき市地域包括ケア推進会議

(いわき市個別ケア会議)

第3条 いわき市個別ケア会議（以下「個別ケア会議」）は、地域で課題を抱えている高齢者などの個別事例について解決に向けた検討を行うために、地域包括支援センターが開催する。

- 2 個別ケア会議で検討する事例は、地域ケア会議の目的を達成するうえで有効と考えられるものを、地域包括支援センターが選定する。
- 3 参加者は高齢者個別の課題を検討するにあたり必要な者を地域包括支援センターが開催ごとに選定する。
- 4 その他必要なことは別に定める。

(いわき市小地域ケア会議)

第4条 いわき市小地域ケア会議（以下「小地域ケア会議」）は、小地域単位で高齢者などが抱える課題の解決に向けた検討を行うために、地域包括支援センターが開催する。

- 2 小地域の範囲は、行政区、公民館区、中学校区、支所所管区域等、地区保健福祉センターの所管区域より小さい範囲で、地域性や検討する課題に応じ地域包括支援センターが決定する。
- 3 参加者は小地域での課題を検討するにあたり必要な者を地域包括支援センターが開催ごとに選定する。
- 4 その他必要なことは別に定める。

(いわき市中地域ケア会議)

第5条 いわき市中地域ケア会議（以下「中地域ケア会議」）は、中地域に居住する高齢者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うために、地区保健福祉センターが開催する。

2 中地域の範囲は、地区保健福祉センターの所管区域とする。

3 会議の構成員は、いわき市長が委嘱する。

4 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 中地域ケア会議の運営に関することは、中地域ケア会議が定める。

6 その他必要なことは別に定める。

（いわき市地域包括ケア推進会議）

第6条 いわき市地域包括ケア推進会議（以下「地域包括ケア推進会議」）は、全市の高齢者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うために、いわき市が開催する。

2 会議の構成員は、いわき市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 地域包括ケア推進会議の運営に関することは、地域包括ケア推進会議が定める。

5 その他必要なことは別に定める。

（秘密の保持）

第7条 地域ケア会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 個別ケア会議及び小地域ケア会議の庶務は、担当する地域包括支援センターが行う。

2 中地域ケア会議の庶務は、担当する地区保健福祉センターが行う。

3 地域包括ケア推進会議及び地域ケア会議全体に係る庶務は地域包括ケア推進課が行い、保健福祉部内の関係各課等は、必要に応じこれに協力する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。